

USPTO が次期 5 ヶ年戦略計画の暫定版を公表  
～「高質で適時の審査により、米国のイノベーションと競争力を向上」をテーマに～

2006 年 8 月 24 日  
JETRO NY 澤井、中山

USPTO は本日、「21 世紀戦略計画<sup>1</sup>」(03 年 2 月最終策定)に続く、向う 5 年間の次期戦略計画(07-12 年度)の暫定版(以下戦略計画案)を公表した。同計画の策定に向け、本年 3 月よりユーザーから意見募集を行ってきたところであり<sup>2</sup>、今般、暫定版として公表され、パブリックコメントに供したものである。コメント提出期限は 10 月 6 日までで、9 月 26 日にパブリックフォーラムを USPTO で開催する予定<sup>3</sup>。パブリックコメントを受けた最終版(ファイナルバージョン)は、来年初めの大統領予算教書までに公表される予定。

今般発表された戦略計画案は、USPTO の使命(mission)とビジョンの提示から始まる。同案では、ハイクオリティーでタイムリーな審査により米国のイノベーションと競争力を向上すること(*High Quality, Timely U.S. Patent and Trademark Reviews Head List of Objectives for Fostering American Innovation and Competitiveness*)を USPTO の使命として掲げ、併せて、国内外の知的財産政策の指導、全世界への知的財産情報及び教育の発信を具体的手段として明示している。また、ビジョンとしては、知的財産保護に関して世界をリードするとしている。次に、戦略目標(strategic goal)として、①特許のクオリティー及び適時性の最適化、②商標のクオリティー及び適時性の最適化、③国内外の知的財産保護とエンフォースメントの改善、という 3 本柱を掲げ、それぞれの戦略目標をブレイクダウンした目標(objective)、イニシアティブ、計画された成果(planned accomplishments/results)等を示したものとなっている。

なお、本戦略計画案は、38 頁からなるものであり、全体を通じ「quality」とのワードが 100 数カ所にも及び、昨今の「特許の質」に対する議会及び産業界・法曹界の関心に

<sup>1</sup> 「21 世紀戦略計画」は、滞貨処理の促進、品質の向上等、USPTO が今後 5 年間に取り組むべき課題を抽出し、具体的な実施計画、最終目標を設定したもので、①Agility、②Capability、③Productivity の 3 つを戦略テーマとして掲げ、それぞれのテーマに対して具体的な実施計画を策定したものとなっている。同戦略計画は 2002 年 6 月に初めて公表されたが、議会、ステークホルダー、USPTO 諮問委員会の意見を踏まえて 2003 年 2 月に修正された。原文は以下の URL を参照。

<21 世紀戦略計画>[http://www.uspto.gov/web/offices/com/strat21/stratplan\\_03feb2003.pdf](http://www.uspto.gov/web/offices/com/strat21/stratplan_03feb2003.pdf)

<同 Action Papers> <http://www.uspto.gov/web/offices/com/strat21/action/actionpapers.htm>

<sup>2</sup> 2006 年 4 月 21 日付け知財ニュース「USPTO、21 世紀戦略計画を暫定修正、併せて次期戦略計画策定作業に着手」を参照。

<sup>3</sup><http://a257.g.akamaitech.net/7/257/2422/01jan20061800/edocket.access.gpo.gov/2006/pdf/E6-14074.pdf>

強く応える内容といえる。こうした質を担保するために、同戦略計画案の序論においては、優秀な人材の確保と育成を強調し、併せて、PTO の主たる機能を「準司法的な連邦政府機関」(quasi-judicial federal agency)としつつ、内外の知的財産政策に関し他の政府部局のみならず、他国及び国際機関に対し助言する立場にあるとしている。また、国際的な知財保護の観点からは、積極的に著作権問題や模倣品・海賊版対策についても触れている。今般公表された計画案のポイントは次の通り。

## 【特許】

### Goal 1: Optimize Patent Quality and Timeliness

- (1)クオリティーと適時性を確保するために多角的なアプローチを取る。
  - ・ USPTO・ユーザー間のクオリティーの定義に関する共通の認識を醸成する。同定義は時間的、予算的制限のある中での現実的なものとして、具体的プログラムとして表現されなければならない。
  - ・ 許容可能な(acceptable)最終処分までの審査期間を定義する(具体的な目標期間は現時点では未確定)。
  - ・ 採用、研修、優秀な審査官の雇用確保、画一的・万人向け(one-size fits all)の審査及び権利付与時期による出願人・PTO 双方への過度なリソースを課す現状を是正、クレーム発明へのフォーカス、最先端の IT 技術の利用についても重要な構成要素。
- (2)具体的なイニシアティブとして効果的で効率的な特許審査を確保する。
  - ・ 今後 5 年間、毎年少なくとも 1,000 人(2006 年度は 1,200 名)の特許審査官を採用することを重要事項(critical component)とする(最低 7,200 名特許審査体制を目標)。
  - ・ 地方局(regional offices)を設置する。
  - ・ 大学との連携を図る。
  - ・ 審査官の目標達成に対する賞与を維持し、新たな金銭的報酬を提供する。
  - ・ 最先端の電子ツールを最大限活用する。

## 【商標】

### Goal 2: Optimize Trademark Quality and Timeliness

- ハイクオリティーな審査とともに、ファーストアクションまでの期間を 3 ヶ月に設定し、これを維持する。
- ・ 商標の品質レビュープログラムを強化する。
  - ・ 変動する審査負担に対応する十分な商標審査官(2008 年度予定の 438 名体制)を維持する。
  - ・ 紙ベース処理から完全な電子処理への移行を完遂する。

## 【国際的な IP 保護とエンフォースメント】

### Goal 3: Improve IP Protection and Enforcement Domestically and Abroad

米国発のイノベーションが、米国内でなされると同様に、国際的にも十全な保護がなされるよう、これを確保する(本ゴールの背景の一つとして、我が国とのパテント・プロセキューション・ハイウェイ(PPH)計画にも言及)。

- ・ 海外で活動する IP 専門家の拡充を講ずる。
- ・ 米国内外での海外の知財研修者数を増やす。
- ・ 新たな FTA 交渉・実施においても、知的財産権保護強化の立場からの関与を続ける。
- ・ 特許制度調和に向けた取り組みの継続、マドリッド商標制度の改善、地理的表示の国際的取り扱い、知的財産庁間の重複業務(redundancies)の縮小、各国知的財産権庁における電子化率の向上を図る。

#### <参考>

○USPTO 戦略計画案

<http://www.uspto.gov/web/offices/com/strat2007/>

○8月24日付け USPTO プレスリリース

<http://www.uspto.gov/web/offices/com/speeches/06-56.htm>

(了)